

\*\*\*\*\*

# 足寄町農業委員会

## 第6回総会会議録

\*\*\*\*\*

自 令和4年8月31日

至 令和4年8月31日

足寄町農業委員会

令和4年8月31日 第6回足寄町農業委員会総会を足寄町役場2階議場にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後2時10分

1 出席委員

|            |             |            |
|------------|-------------|------------|
| 1番 餌 取 靖 徳 | 2番 吉 川 友 二  | 3番 遠 國 和 宏 |
| 4番 上 妻 良 一 | 5番 菊 地 隆 志  | 6番 宮 口 孝 治 |
| 7番 松 田 博 幸 | 8番 遠 藤 勇    | 9番 人 見 華 代 |
| 10番 石 黒 彰  | 11番 岡 元 義 春 |            |

2 欠席委員

12番 吉 村 進

3 議事に参与するもの

事務局長 山田 弘幸  
総務担当主査 留田 篤史  
総務担当主査 餌取 秀和

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名委員の指名について
- 日程第 3 報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可の例外について
- 日程第 4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
- 日程第 6 議案第3号 足寄町農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地買入協議に係る要請について
- 日程第 8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 9 議案第6号 土地の現況証明書下付について

# 第6回農業委員会総会

令和4年8月31日

開会 午後1時30分

○事務局長 本日は、吉村会長が欠席のため、農業委員会等に関する法律第4条第5項の規定により、会長職務代理の岡元義春委員が議長を務めさせていただきます。

(開会)

○議長 ただいまから、令和4年度第6回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、12番吉村進委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、2番吉川友二委員、3番遠國和宏委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可の例外について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農地法第5条第1項の規定による許可の例外について、ご説明申し上げま

す。

農地法第5条第1項の規定により転用届出者から届出があり、審査した結果、農地法施行規則第53条第1項の規定に該当しましたので、報告します。

1番2番は転用届出者が同じなため、一括で説明します。

本件は、転用届出者から農作業時の安全確保と支障を解消することを目的に、ルート変更と電線地上高を確保するためのパンザーマストを鉄柱に建替える工事の届出があったものです。転用届出者は農地法施行規則第53条第1項の電気通信事業者に登録されていることから、農地又は採草放牧地の転用において、権利移動の制限の例外に該当します。

従って、農地法第5条第1項の規定に基づく許可については適用除外となります。

なお、土地の概要等につきましては議案書のとおりです。

以上で、報告を終わります。

○議長 報告第1号については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、本件につきましては、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地

賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

よって、1番2番、一括で説明します。

本件は、普通畠の賃貸借を貸主、借主双方合意により解約するものです。土地の表示等につきましては、それぞれ議案書のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和4年7月25日であり、土地の引渡期日は令和4年8月1日です。

なお、解約された農地は、議案第6号1番2番で、ご審議頂きます。

本件は、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、議案第2号につきましては、宮口孝治委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会會議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 1時 43分 休憩  
午後 1時 44分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町愛冠34番1ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畠、現況は畠、採草放牧地です。

面積につきましては、12, 404m<sup>2</sup>のうち、畠が6, 337m<sup>2</sup>、採草放牧地が6, 067m<sup>2</sup>です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては借りていた農地を取得するものです。

申請によりますと、贈与となっています。

議案調査書のとおり、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。3番、遠國和宏現地調査委員長。

○遠國現地調査委員長 本件は、今月18日、私と餌取委員、菊地委員、事務局で現

地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

ここで、暫時、休憩します。

午後 1時 45分 休憩

午後 1時 46分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

#### (議案第3号)

○議長 「議案第3号 足寄町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、足寄町農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

足寄町長、渡辺俊一氏より意見を求められた足寄町農業振興地域整備計画に係る土地利用計画の変更について、ご審議をお願いするものです。

1番から6番まで、一括で説明します。

1番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛777番3ほか11筆、計12筆です。

地目につきましては、公簿は畠、宅地、牧場、原野、現況は畠、農業用施設用地、採草放牧地です。

面積につきましては、114, 857m<sup>2</sup>のうち畠46, 278m<sup>2</sup>、農業用施設用地が1, 290m<sup>2</sup>、採草放牧地が16, 123m<sup>2</sup>です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用し、売り渡しを行うため、今回、農用地利用計画が白地の箇所を農地、農業用施設用地に編入するものです。

次に、2番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町大誉地249番2ほか22筆、計23筆です。

地目につきましては、公簿は畠、原野、山林、牧場、雑種地、現況は採草放牧地、農業用施設用地です。

面積につきましては、259, 299m<sup>2</sup>のうち、採草放牧地が110, 596m<sup>2</sup>、農業用施設用地が5, 541m<sup>2</sup>です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用し、売り渡しを行うため、今回、農用地利用計画が白地の箇所を農地、混牧林地、農業用施設用地に編入するものです。

次に、3番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町愛冠44番3、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畠、現況も畠です。

面積につきましては、13, 985m<sup>2</sup>のうち、畠が1, 858m<sup>2</sup>です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用し、売り渡しを行うため、今回、農用地利用計画が白地の箇所を農地に編入するものです。

次に、4番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町芽登495番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畠、現況は畠、農業用施設用地です。

面積につきましては、17, 235m<sup>2</sup>の

うち、畑が3, 171m<sup>2</sup>、農業用施設用地が2, 774m<sup>2</sup>です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は酪農経営で、今回、既存牛舎などが手狭で、老朽化したため、経営の安定を図るため、牛舎及び飼料庫の建設を計画しました。

既存施設地には建設するスペースがないため、既存の施設に併設して建設することで、作業効率が向上することから、申請地を選定しました。

申請地は農地と農業用施設用地であるため、土地利用計画において、農用地区域内の用途区分の変更と編入が必要となります。

申請地のほかに適地がなく、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないことから、農地から農業用施設用地へ変更することは、やむを得ないと判断しました。

次に、5番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町共栄町111番5ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、32, 482m<sup>2</sup>のうち、17, 97m<sup>2</sup>です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更理由は、報告第1号で説明したとおりで、今回、農用地区域内の農地から除外し、白地にするものです。

次に、6番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町鷺府320番4ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、雑種地、現況は畑です。

面積につきましては、27, 593m<sup>2</sup>のうち、1, 824m<sup>2</sup>です。

変更申出者の住所、氏名につきまして

は、記載のとおりです。

変更申出者は、昨年、後継者の就農に伴い、今回、農家住宅の建設を計画しました。

既存の住宅等周辺の土地に建設するスペースがないため、既存の農業関連施設に隣接して建設することで、作業効率が向上することから、申請地を選定しました。

申請地は農用地区域内の農地であるため、除外が必要となります。

申請地のほかに適地がなく、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないことから、農地から除外することは、やむを得ないと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 議案第3号については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

○議長 2番、吉川委員。

○吉川委員 記載されている面積は白地の面積で、その面積が農用地区域内農用地に編入されると解釈してよろしいか。

○事務局長 そのとおりです。

○議長 ほかに、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町農業振興地域整備計画の変更については、支障のない旨、足寄町長に報告します。

次に、議案第4号につきましては、宮口孝治委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 1時 59分 休憩  
午後 2時 00分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 農業経営基盤強化促進法15条第1項の規定による農用地買入協議に係る要請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地買入協議に係る要請について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、足寄町長渡辺俊一氏に本件の農地所有者に対して、同公社が買入の協議を行う旨の通知をされるよう同法第16条第2項に基づく要請の議決をお願いするものです。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町愛冠33番1ほか15筆、計16筆です。

地目につきましては、公簿は畠、現況も畠です。

面積につきましては、240, 964m<sup>2</sup>です。

本件は、足寄町農業協同組合が利用調整を行い、農用地利用集積計画作成申出書に基づき、農地保有合理化事業を活用し、公益財団法人北海道農業公社への買入を進めている案件です。

令和4年8月18日に、あっせん会議を開催し、売渡予定者は記載のとおりで、売買予定価格は18, 129, 000円、1

0アール当たり75, 000円となっています。

しかし、あっせん会議は売渡予定者の農用地取得資金対策において、現在、資金対応が困難なことから不成立となりました。

従って、本件は公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用すべく、足寄町長に対して、同法人への買入協議を行うよう要請するものです。

なお、事業タイプは5年貸付タイプを予定しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件について、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町長に、当該農用地の所有者に対して、公益財団法人北海道農業公社の買入協議を行う旨の通知をするよう要請します。

ここで、暫時、休憩します。

午後 2時 02分 休憩  
午後 2時 03分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

(議案第5号)

○議長 「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和4年度第5号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするもので

す。

1番2番につきましては、利用権の設定等をする者が同一人であるため、一括で説明します。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稻牛446番2ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、47,790.57m<sup>2</sup>です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畠を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、2,485,000円、10アール当たり52,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

次に、2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稻牛477番1ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、27,387m<sup>2</sup>です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畠を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、1,643,000円、10アール当たり60,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、議案第1号1番2番で合意解約

された農地で、地籍調査事業の完了に伴い、所有する農地を売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である岡元委員と協議したところ、元々、賃貸していた農地で、賃借者の本地と隣接していること、また、両者で合意していることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、賃借人は畜産経営と畑作経営で受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 1番2番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

#### (議案第6号)

○議長 「議案第6号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第6号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番2番、一括で説明します。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町愛冠34番9ほか5筆、計6筆です。

本件の公簿地目は畠で、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

次に、2番を説明します。願出人、所有

者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町愛冠34番4ほか6筆、計7筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更及び所有権移転登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。3番、遠國和宏現地調査委員長。

○遠國現地調査委員長 本件は、今月18日、私と飼取委員、菊地委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、すでに原野や山林等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

○議長 2番、吉川委員。

○吉川委員 1番と2番で所有者は同じ人なのに、願出人が違うのはどうしてか。

○事務局長 1番は、分筆登記の作業に伴い土地家屋調査士が願出人となり、2番は、土地所有者からの証明願いによるもので、願出人が異なっています。

○議長 ほかに、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

### (閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和4年度第6回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 2時 10分 閉会

議長 岡元義春

農業委員 吉川友二

農業委員 遠國和宏

